

入善町建設工事指名競争入札等参加有資格者指名停止要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、町が発注する建設工事及び建設工事に係る測量、建設関係コンサルタント、土木関係コンサルタント、補償関係コンサルタント、地質調査の入札参加の有資格者（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について（昭和51年入善町公示第2号）第1条に規定する建設工事指名競争入札参加資格者名簿に登載された者）の指名停止等に関し必要な事項を定める者とする。

(指名停止)

第2条 有資格業者が別表第1及び第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一つに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 前項の規定により指名停止を行ったときは、工事等の契約のため指名を行うに際し当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときには、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍の期間とする。

- 3 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項に規定する指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項に規定する長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

(指名停止の期間の変更又は指名停止の解除)

- 第5条 指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 2 指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

- 第6条 第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。
- (1) 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第10号又は第13号に該当したとき。
 - (2) 別表第2第10号から第15号までに該当する有資格者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 別表第2第10号から第12号までに該当する有資格者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき。
 - (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項の規定による各省各庁の長による調査の結果、入札談合等関与行為(同法第2条第5項の入札談合等関与行為をいう。)があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第10号から第12号までに該当する有資格者に悪質な事由があるとき。
 - (5) 町職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項の行為をいう。以下同じ。)又は談合(同条第2項の規定による談合をいう。以下同じ)の容疑により逮捕され、又は

逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2号第13号から第15号までに該当する有資格者に悪質な事由があるとき。

(指名停止等の決定)

第7条 指名停止の期間、変更及び指名停止の解除(以下「指名停止等」という。)は、町及び町が指揮監督の責めにある公共的団体等が発注する工事等に係るものである場合は指名業者選定委員会に諮って決定するものとする。

2 前項に規定する工事等以外の事由に係る指名停止については、町長が指名業者選定委員会に諮って決定するものとする。

3 前2項の措置を行った場合は速やかにその内容を関係課長へ通知するものとする。

(指名停止等の通知)

第8条 町長は、当該有資格業者に対し、遅滞なくその内容を通知するとともに、その概要を閲覧により公表するものとする。

2 前項の規定により指名停止等の通知をする場合において、当該指名停止等が町が発注する工事等に係るものであるときは、町長は当該有資格業者から必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(一般競争入札の参加資格の停止)

第9条 一般競争入札の入札参加資格確認申請期限の日から当該工事の入札までの間において、入善町から指名停止を受けた有資格者は、一般競争入札の参加資格を停止するものとする。

(随意契約の制限)

第10条 指名停止の期間中の有資格業者については、工事等の随意契約の相手方とすることができないものとする。ただし、止むを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(下請の禁止)

第11条 町が発注する工事等の全部若しくは一部を、指名停止の期間中の有資格業者が下請することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第12条 町長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

- 1 この要領は、昭和63年9月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に請負工事等入札参加者選定要領に基づいて行った指名停止等の措置は、この要領の規定に基づいて行ったものとみなす。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年9月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 現場事故等に対する措置基準

平成10年9月1日改正(一部)

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) (1) 町発注に係る工事等(以下「町発注工事等」という。)の契約に係る一般競争及び指名競争において、入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上6カ月以内
(過失による粗雑工事) (2) 町(町が指導監督の責めにある公共的団体等含む。)発注に係る工事等(以下「町発注工事等」という。)の施工に当たり、過失により当該工事等を粗雑にしたと認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上6カ月以内
(3) 町内における工事等で前号に掲げるもの以外のもの(以下「町以外発注工事等」という。)の施工に当たり、過失により当該工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上3カ月以内
(契約違反) (4) 第2号に掲げる場合のほか、町発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4カ月以内
(公衆損害事故) (5) 町発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上6カ月以内
(6) 町以外発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上3カ月以内
(工事等の関係者事故) (7) 町発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4カ月以内
(8) 町以外発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2カ月以内

別表第2 贈賄及び不正行為等に対する措置基準

平成9年4月1日改正(一部)
 平成11年9月30日改正(一部)
 平成14年4月1日改正(一部)
 平成19年2月1日改正(一部)
 平成20年7月1日改正(一部)
 平成24年12月1日改正(一部)
 平成28年4月1日改正(一部)

措 置 要 件	期 間
<p>(贈 賄)</p> <p>(1) 次のア、イ又はウに掲げる者が町職員（町が指導監督の責めにある公共的団体等職員を含む。以下同じ。）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p> <p>イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>8 カ月以上24カ月以内</p> <p>6 カ月以上18カ月以内</p> <p>4 カ月以上12カ月以内</p>
<p>(2) 次のア、イ又はウに掲げる者が、町内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6 カ月以上18カ月以内</p> <p>4 カ月以上12カ月以内</p> <p>2 カ月以上6 カ月以内</p>
<p>(3) 次のア又イに掲げる者が、町外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6 カ月以上18カ月以内</p> <p>2 カ月以上6 カ月以内</p>
<p>(暴力団関係者)</p> <p>(4) 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>当該事由に該当しなくなったと認めた日まで</p>

<p>(5) 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が、業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行を強要するために、暴力団関係者を使用したと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2カ月以上6カ月以内</p>
<p>(6) 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人の役員若しくはその使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2カ月以上6カ月以内</p>
<p>(7) 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が、暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2カ月以上6カ月以内</p>
<p>(8) 有資格業者である個人、若しくはその使用人又は有資格業者である法人の役員若しくはその使用人が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2カ月以上6カ月以内</p>
<p>(9) 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人の役員若しくはその使用人が、町発注工事等に関し、暴力団関係者から不当な介入を受けあるいは不当介入による被害を受けたにもかかわらず、町に報告せず、又は所轄の警察署に届け出なかったとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2カ月以上6カ月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為) (10) 町発注工事等に関し、私的独占の禁止及び公正取の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6カ月以上24カ月以内</p>
<p>(11) 県内の町以外発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 4カ月以上18カ月以内</p>
<p>(12) 県外の工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2カ月以上18カ月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合) (13) 次のア又はイに掲げる者が町発注工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員又は使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 8カ月以上24カ月以内 6カ月以上24カ月以内</p>
<p>(14) 次のア又はイに掲げる者が県内の町以外発注工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員又は使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 6カ月以上24カ月以内 4カ月以上24カ月以内</p>

<p>(15) 次のア又はイに掲げる者が県外の工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等 イ 一般役員又は使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6カ月以上24カ月以内 2カ月以上24カ月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>(16) 町発注工事等に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2カ月以上9カ月以内</p>
<p>(17) 富山県、新潟県及び石川県の区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められたとき。（前号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1カ月以上9カ月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>(18) 町発注工事に係る予定価格等の情報を入札前に不正に入手し、又は入手しようとして職員に働きかけを行ったとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1カ月以上3カ月以内</p>
<p>(19) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1カ月以上9カ月以内</p>
<p>(20) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1カ月以上9カ月以内</p>
<p>(21) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、入札時に不正又は不誠実な行為をし、入札の適正な執行を妨げたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1カ月以上9カ月以内</p>

別表第1－(1)から(8)における指名停止措置期間運用基準

○1－(1)：虚偽記載（1カ月以上6カ月以内）

程 度	期 間	備 考
調査資料等に虚偽の記載	1カ月～3カ月以内	
調査資料等に虚偽の記載をし、かつ悪質性が高い	3カ月～6カ月以内	

※悪質性の認定とは、例えば、

- ・複数の調査資料に虚偽の記載をしている
 - ・他法令違反の疑いがある
 - ・刑事告発を伴う
 - ・組織ぐるみである
 - ・他の指名停止条項にも該当する恐れがある
- 等を指すものとする

○1－(2)：過失による粗雑工事（町発注工事、1カ月以上6カ月以内）

程 度	期 間	備 考
補修(補修命令を含む)で初期の目的を達成することが可能な場合	1カ月～3カ月以内	
補修(補修命令を含む)では初期の目的を達成できない場合	3カ月～6カ月以内	

○1－(3)：過失による粗雑工事（町以外発注工事かつ瑕疵が重大な場合、1カ月以上3カ月以内）

程 度	期 間	備 考
補修により初期の目的を達成することが可能な場合	1カ月～2カ月以内	
補修では初期の目的を達成できない場合	2カ月～3カ月以内	

※過失による粗雑工事で瑕疵が重大な場合

- ・施工上の過失が原因となって当該構造物及び関連する施設等が初期の目的を満足しない事が容易に推察できる場合（行政処分の有無も一つの判断基準）
 - ・適切な措置を講ずることにより未然に防ぐ事が可能であったにも拘わらず、これを行わなかったために工事を粗雑にしてしまったと認められる場合
- 等を指すものとする

○1－(4)：契約違反（2週間以上4カ月以内）

程 度	期 間	備 考
共通仕様書・契約書等違反、経営事項審査切れ	2週間～1カ月以内	
共通仕様書等違反かつ負傷者もしくは損害を伴うもの	1カ月～2カ月以内	
共通仕様書等違反かつ死亡を伴うもの	2カ月～3カ月以内	
共通仕様書等違反かつ悪質性の高いもの	3カ月～4カ月以内	

※共通仕様書違反は、基本的には過去の事例により事故報告義務違反等を想定。また、建設業法に抵触していなくても明らかに契約違反と認定されるものも含む

※悪質性の認定とは、例えば、

- ・損害賠償請求の必要性の有無
 - ・守秘義務違反等により工事、コンサル、業務等遂行に際し支障をきたすことが懸念される
 - ・組織ぐるみである
 - ・労働基準監督署等より行政処分が下されている
- 等を指すものとする

○1-(5)：公衆損害事故（町発注工事、1カ月以上6カ月以内）

程 度	被 害 状 況	期 間	備 考
著しく安全管理義務を怠った (指名停止要領第4条第4項該当)	死亡（複数）	4カ月～6カ月以内	
	死亡1人	3カ月～4カ月以内	
	重傷	2カ月～3カ月以内	
	軽傷	1カ月～2カ月以内	
	物損重大	2カ月～3カ月以内	
	物損	1カ月～2カ月以内	
安全管理の措置が不適切である	死亡（複数）	3カ月～4カ月以内	
	死亡1人	2カ月～3カ月以内	
	重傷	1カ月～2カ月以内	
	軽傷	1カ月	
	物損重大	1カ月～2カ月以内	
	物損	1カ月	

※重傷：全治2カ月以上を目安

※軽傷：休業4日以上を目安

※物損の重大性とは、工事事故により所有者及び使用者に与えた損害の程度等によって判断する

※休業3日以下の場合は、文書注意とする

○1-(6)：公衆損害事故（町以外発注工事、1カ月以上3カ月以内）

程 度	期 間	備 考
安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であり、損害を生じさせた	1カ月	
安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であり、死傷者を生じさせた	1カ月～2カ月以内	
安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であり、多数の死傷者を生じさせた	2カ月～3カ月以内	

○1-(7)：工事関係者事故（町発注工事、2週間以上4ヶ月以内）

程 度	被 害 状 況	期 間	備 考
著しく安全管理義務を怠った (指名停止要領第4条第4項該当)	死亡（複数）	2カ月～4カ月以内	
	死亡1人	1カ月～2カ月以内	
	重傷	1カ月	
	軽傷	2週間～1カ月以内	
安全管理の措置が不適切である	死亡（複数）	1カ月～2カ月以内	
	死亡1人	1カ月	
	重傷	2週間～1カ月以内	
	軽傷	2週間	

※重傷：全治2カ月以上を目安
 ※軽傷：休業4日以上を目安
 ※休業3日以下の場合は、文書注意とする

○1-(8)：工事関係者事故（町以外発注工事、2週間以上2ヶ月以内）

程 度	期 間	備 考
安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であり、死傷者を生じさせた	2週間～1カ月以内	
安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であり、多数の死傷者を生じさせた	1カ月～2カ月以内	